平成２２年（フ）第５６２号
京都府向日市寺戸町東田中瀬８番地の13
破産者　三宅　忠雄
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７７９８号
最後の営業所上の住所大阪市中央区高麗橋１丁目５番14号　メゾンドール高麗橋２階202号室、最後の住民票上の住所兵庫県西宮市北名次町６番37―101号
破産者　被相続人亡山本惠一相続財産
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６０号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１―200号、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市堺区向陵中町２丁４番20号
破産者　株式会社ミック楽器
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５号
沖縄県中頭郡西原町字棚原781番地
破産者　株式会社三協土木設計
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８６号
北海道砂川市西一条南１丁目１番地
破産者　株式会社壺屋
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６号
北海道留萌市開運町１丁目５番21号
破産者　株式会社千田工務所
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野一線北６番地
破産者　日進建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４号
北海道留萌市高砂町２丁目２番４号
破産者　株式会社セイコウ建設
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２６号
山形県米沢市東２丁目８番48号
破産者　有限会社丸や土屋商店
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１６８８号
京都府宇治市小倉町南浦71番地の75
破産者　株式会社栄和
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２６号
兵庫県小野市下来住町506番地の２
破産者　株式会社藤本製作所
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１５８号
福岡県うきは市吉井町生葉2107番地
破産者　有限会社梶村建設
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３９１号
群馬県前橋市上小出町２丁目34番地９　シティパレス上小出Ｂ―103号
破産者　森田　　茂
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６１４４号
埼玉県行田市大字真名板1520番地１
破産者　株式会社ハイネット
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７１９号
福島県郡山市並木４丁目11番16号
破産者　株式会社トーカイ工業
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９７２号
名古屋市北区楠５丁目409番地
破産者　株式会社ツクエ電興社
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２０７号
京都府向日市寺戸町東田中瀬８番地の13
破産者　三宅　陽子
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９６号
京都市西京区上桂御正町５番地の15
破産者　有限会社守友設備
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８５号
岡山市中区海吉1768番地44、開始決定時の住所岡山市南区浦安西町147番地16
破産者　米田　高士
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２号
北海道島牧郡島牧村字千走80番地の３
破産者　株式会社島牧建設
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所